## 東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成25年度 不適合管理委員会報告情報(平成25年 7月24日(水)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年 7月24日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 その他:
 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	原子炉建屋天井クレーンの年次点検において、走行車輪防摩材(潤滑材)に破損が認められたため、当 該部品を交換。(交換済み)	GⅢ	
2		換気空調系コントロール建屋中央制御室冷却コイル出口弁Aにおいて、弁が開状態で固着し、閉操作が出来ないことが認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
3	2号機	換気空調系コントロール建屋中央制御室冷凍機Aの入口冷水系配管に設置されているフローグラス(ガラス製流量確認窓)において、本体付け根部にひびがあり、冷却水の漏えいが認められたため、当該箇所を点検・修理。 なお、当該フローグラスの通水を停止し、漏えいは止まり。	GⅢ	H25.7.31再審議 にてグレード変更 G I →GⅢ